

働き方改革について

大企業・親事業者による下請等中小事業者への しわ寄せ防止に向けた取組



「しわ寄せ防止総合対策」の策定と業所管省庁への働きかけ

- 厚生労働省・公正取引委員会・中小企業庁が一層の連携を図り、「働き方改革の推進」と「取引適正化」を一体的に推進するため「**大企業・親事業者の働き方改革による下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のための総合対策**」（**令和元年6月26日**）を策定。
- 業所管省庁に対して、所管業界団体への指導、周知啓発等の積極的な関与について働きかけを実施（**令和元年7月30日**付け厚労省局長・中企庁長官連名通達発出）。

＜総合対策の4つの柱＞

① 関係法令等の周知広報

- ・ 労働局・労基署が、あらゆる機会を通じて、労働時間等設定改善法に加え、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」等についてもリーフレット等を活用して周知
- ・ 「しわ寄せ防止キャンペーン月間」の設定による経営トップセミナーの開催等の集中的な取組
- ・ 労働施策総合推進法第10条の3に基づく協議会等における課題の共有と地域での取組の推進

② 労働局・労基署等の窓口等における「しわ寄せ」情報の提供

- ・ 下請事業者から、大企業・親事業者の働き方改革による「しわ寄せ」に関する相談が寄せられた場合には、相談情報を地方経産局に情報提供

③ 労働局・労基署による「しわ寄せ」防止に向けた要請等・通報

- ・ 労働局から管内の大企業等に対し、「しわ寄せ」防止に向けた要請等を実施
- ・ 下請事業者に対する監督指導において、労働基準関係法令違反が認められ、背景に親事業者による下請法違反行為等の存在が疑われる場合には、公取委・中企庁に通報

④ 公取委・中企庁による指導及び不当な行為事例の周知・広報

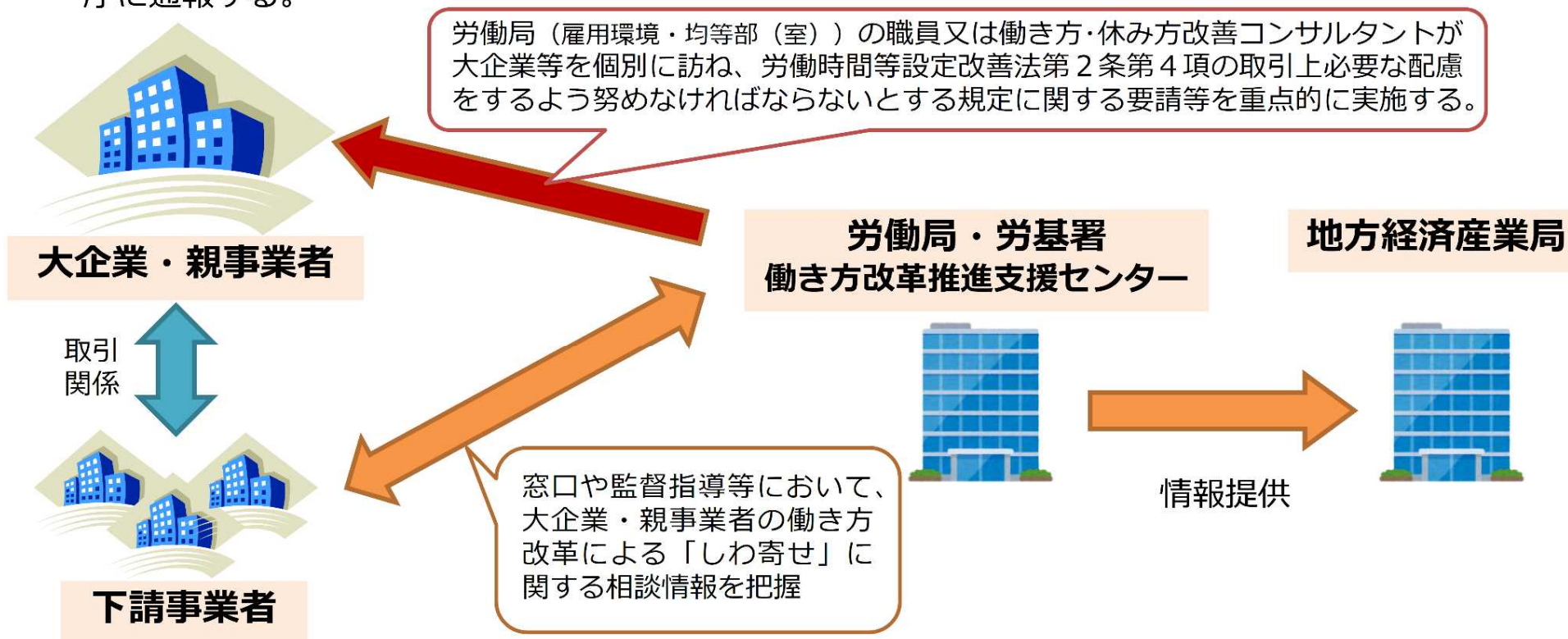
- ・ 大企業の働き方改革に伴う下請事業者へのコスト負担を伴わない短納期発注等の下請法等違反の「しわ寄せ」については、公取委・中企庁が、下請法等に基づき、厳正に対応
- ・ 実際に行った指導事例や不当な行為の事例（べからず集）の周知・広報の徹底

② 労働局・労基署等の窓口等における「しわ寄せ」情報の提供

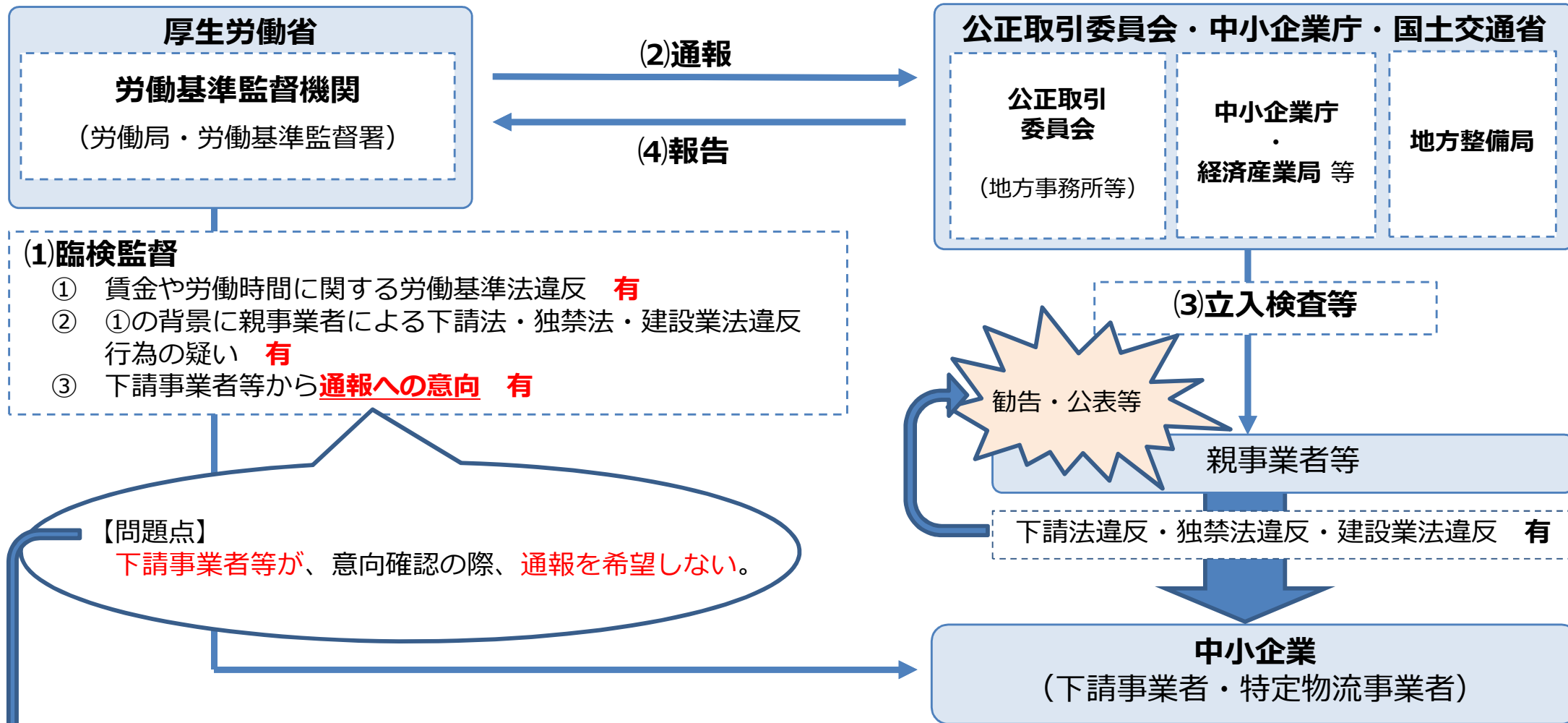
- 労働局・労基署・働き方改革推進支援センターの窓口や監督指導・個別訪問において、下請事業者から、大企業・親事業者の働き方改革による「しわ寄せ」に関する相談情報が寄せられた場合には、リーフレット等を活用して「振興基準」等の説明を行うとともに、相談情報を地方経済産業局に情報提供する。

③ 労働局・労基署による「しわ寄せ」防止に向けた重点的な要請等・通報

- 労働局においては、管内の大企業等に対して、個別に訪ね、リーフレット等を用いて労働時間等設定改善法第2条第4項の取引上必要な配慮をするよう努めなければならないとする規定に関する要請等を重点的に実施する。
- 下請事業者に対する監督指導において、労働基準法第24条、第32条違反等の労働基準関係法令違反が認められ、その背景に親事業者による下請法違反行為等の存在が疑われる場合には、公取委・中企庁に通報する。



労働基準監督機関と公正取引委員会・中小企業庁・国土交通省への通報制度



【平成30年11月に制度を強化】

労働基準法違反が認められ、背景に下請法等の違反行為が疑われる場合

⇒下請事業者等に意向確認を行わず、その下請事業者に通報趣旨を説明した上で通報する。

④ 公取委・中企庁による指導及び不当な行為事例の周知・広報

- 大企業の働き方改革に伴う下請事業者へのコスト負担を伴わない短納期発注等の下請法等違反の疑いのある「しわ寄せ」事案の情報に接した場合、公取委・中企庁は下請法等に基づき、厳正に対応する。
- 「しわ寄せ」に関して実際に行った指導事例や不当な行為の事例（べからず集）について、働き方改革に関する政府広報HPや業所管省庁を通じて、業界団体・個別企業へ広く周知・広報を行う。

「働き方改革」を阻害する不当な行為をしないよう 気を付けましょう！！

- 以下の行為は、下請法や独占禁止法で定める禁止行為に該当する可能性があります。

(1) 買いたたき (下請法第4条第1項第5号・独占禁止法第2条第9項第5号ハ)

事例①：短納期発注による買いたたき

発注者は、短納期発注を行い、受注者は休日対応することを余儀なくされ、人件費等のコストが大幅に増加したにもかかわらず、通常の単価と同一の単価を一方的に定めた。



事例②：業務効率化の果実の摘み取り

発注者は、受注者から社外秘である製造原価計算資料、労務管理関係資料等を提出させ、資料を分析し、「利益率が高いので値下げに応じられるはず」などと主張し、著しく低い取引対価を一方的に定めた。



(2) 減額 (下請法第4条第1項第3号・独占禁止法第2条第9項第5号ハ)

事例③：付加価値の不払

発注者は、書面において短納期発注については「特急料金」を定めていたところ、受注者に対して短納期発注を行ったにもかかわらず、「予算が足りない」などの理由により、特急料金を支払うことなく、通常の代金しか支払わなかった。



(3) 不当な給付内容の変更・やり直し (下請法第4条第2項第4号・独占禁止法第2条第9項第5号ハ)

事例④：直前キャンセル

発注者は、受注者に対して運送業務を委託しているところ、特定の荷主の荷物を集荷するために、毎週特定の曜日に受注者のトラックを数台待機させることを契約で定めていた。当日になって「今日の配送は取りやめになった」と一方的にキャンセルし、その分の対価を支払わなかった。



(4) 受領拒否 (下請法第4条第1項第1号・独占禁止法第2条第9項第5号ハ)

事例⑤：短納期発注による受領拒否

発注者は、発注後、一方的に納期を短く変更し、受注者は従業員による長時間勤務によって対応したが、その納期までに納入が間に合わず、納入遅れを理由に商品の受領を拒否した。



(5) 不当な経済上の利益提供要請 (下請法第4条第2項第3号・独占禁止法第2条第9項第5号ロ)

事例⑥：働き方改革に向けた取組のしわ寄せ

発注者は、商品の発注に関するデータの自社システムへの入力業務を発注者自らが行うべきであるにもかかわらず、受注者に対して無償で行わせた。

